

議案第 10 号

君津市精神障害者医療費給付条例の一部を改正する条例の制定について

君津市精神障害者医療費給付条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和 2 年 6 月 2 日 提出

君津市長 石 井 宏 子

提案理由

君津市重度心身障害者の医療費助成に関する条例（昭和 48 年君津市条例第 51 号）の一部改正に伴い、一部の対象者に自己負担額が発生した場合における負担軽減措置を講じるとともに、対象者が国の自立支援医療を受けている者であることを明確化するため、君津市精神障害者医療費給付条例（昭和 50 年君津市条例第 3 号）の一部を改正しようとするものである。

君津市精神障害者医療費給付条例の一部を改正する条例

君津市精神障害者医療費給付条例（昭和50年君津市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「医療機関等において、精神障害の治療のため1月以上にわたり治療を受け医療費を支払っている精神障害者であって、次の各号のいずれかに」を「次の各号のいずれにも」に改め、同項各号を次のように改める。

(1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第24項に規定する自立支援医療（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号）第1条の2第3号に規定する精神通院医療に限る。）を受けている者又は精神疾患により入院している者

(2) 医療機関等において、精神障害の治療のため1月以上にわたり治療を受け医療費を支払っている精神障害者であって、次のいずれかに該当するもの

ア 本市の住民基本台帳に引き続き1年以上記録されている者であって、規則で定める医療保険各法に基づく被保険者及び被扶養者であるもの

イ 本市以外の市町村の住民基本台帳に記録されている者であって、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）の規定により、本市が行う国民健康保険の被保険者に引き続き1年以上なっているもの

ウ 本市の区域外に設置されている学校教育法（昭和22年法律第26号）第17条第1項及び第2項に規定する学校に就学している者であって、その者の保護者が本市の住民基本台帳に引き続き1年以上記録されているもの

エ 本市の区域外に設置されている障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第11項に規定する障害者支援施設に入所している者であって、当該施設に入所する直前に本市の住民基本台帳に引き続き1年以上記録されているもの

第3条第2項第4号中「（平成18年政令第10号）」を削る。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、附則に次の1項

を加える。

（給付の対象者の特例）

2 次の各号のいずれにも該当する者については、第3条第2項第3号の規定は、適用しない。

(1) 令和2年7月31日までに第4条の規定による受給資格の認定を受けた者

(2) 令和2年7月31日までに精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者で、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項の表の1級の障害のあるもの

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、附則の改正規定は、令和2年8月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際、現に君津市精神障害者医療費給付条例第4条の規定による受給資格の認定を受けている者は、この条例による改正後の君津市精神障害者医療費給付条例第3条第1項に該当する者とみなす。

君津市精神障害者医療費給付条例新旧対照表

改正案	現 行
<p>(給付の対象者)</p> <p>第3条 この条例により、医療費の給付を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、<u>次の各号のいずれにも</u></p> <hr/> <p><u>該当する者とする。</u></p> <p>(1) <u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第24項に規定する自立支援医療（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号）第1条の2第3号に規定する精神通院医療に限る。）を受けている者又は精神疾患により入院している者</u></p> <p>(2) <u>医療機関等において、精神障害の治療のため1月以上にわたり治療を受け医療費を支払っている精神障害者であって、次のいずれかに該当するもの</u></p> <p>ア <u>本市の住民基本台帳に引き続き1年以上記録されている者であって、規則で定める医療保険各法に基づく被保険者及び被扶養者であるもの</u></p> <p>イ <u>本市以外の市町村の住民基本台帳に記録されている者であって、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）の規定により、本市が行う国民健康保険の被保険者に引き続き1年以上なっているもの</u></p> <p>ウ <u>本市の区域外に設置されている学校教育法（昭和22年法律第26号）第17条第1項及び第2項に規定する学校に就学している者であって、その者の保護者が本市の住民基本台帳に引</u></p>	<p>(給付の対象者)</p> <p>第3条 この条例により、医療費の給付を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、<u>医療機関等において、精神障害の治療のため1月以上にわたり治療を受け医療費を支払っている精神障害者であって、次の各号のいずれかに該当する者とする。</u></p> <p>(1) <u>本市の住民基本台帳に引き続き1年以上記録されている者で、規則で定める医療保険各法に基づく被保険者及び被扶養者である者</u></p> <p>(2) <u>本市以外の市町村の住民基本台帳に記録されている者で、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）の規定により、本市が行う国民健康保険の被保険者に引き続き1年以上なっている者</u></p>

き続き1年以上記録されているもの

エ 本市の区域外に設置されている障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第11項に規定する障害者支援施設に入所している者であって、当該施設に入所する直前に本市の住民基本台帳に引き続き1年以上記録されているもの

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者については、対象者としな

(1) ～(3) 省略

(4) 精神障害者及びその者と生計を一にする者として規則で定めるものについての所得割（規則で定めるところにより算定した当該精神障害者に係る医療費の生じた月の属する年度（医療費の生じた月が4月から7月までの場合にあつては、前年度）分の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税の所得割（同法第328条の規定による所得割を除く。）をいう。）の額の合計額が235,000円以上であるもの（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令\_\_\_\_\_

(3) 本市の区域外に設置されている学校教育法（昭和22年法律第26号）第17条第1項及び第2項に規定する学校に就学している者で、その者の保護者が本市の住民基本台帳に引き続き1年以上記録されている者

(4) 本市の区域外に設置されている障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第11項に規定する障害者支援施設に入所している者で、当該施設に入所する直前に本市の住民基本台帳に引き続き1年以上記録されている者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者については、対象者としな

(1) ～(3) 省略

(4) 精神障害者及びその者と生計を一にする者として規則で定めるものについての所得割（規則で定めるところにより算定した当該精神障害者に係る医療費の生じた月の属する年度（医療費の生じた月が4月から7月までの場合にあつては、前年度）分の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税の所得割（同法第328条の規定による所得割を除く。）をいう。）の額の合計額が235,000円以上であるもの（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18

第35条第1号に規定する高額治療継続者を除く。)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、昭和50年4月1日から施行する。

(給付の対象者の特例)

2 次の各号のいずれにも該当する者については、第3条第2項第3号の規定は、適用しない。

(1) 令和2年7月31日までに第4条の規定による受給資格の認定を受けた者

(2) 令和2年7月31日までに精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者で、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和25年政令第155号)第6条第3項の表の1級の障害のあるもの

年政令第10号)第35条第1号に規定する高額治療継続者を除く。)

附 則

この条例は、昭和50年4月1日から施行する。